

## 濁川公園分区園 使用者心得

- 第 1 使用する区画は、草花等の栽培以外の用途に使用することはできません。
- 第 2 栽培に必要な種苗、肥料及び園芸用具等は、使用者の負担とします。
- 第 3 使用者は、使用区画及び周辺の通路等の除草に努め、使用区画は責任を持って維持管理してください。
- 第 4 使用者は、分区園使用に伴う地上権、耕作権その他一切の権利は有しません。
- 第 5 使用者は、他の使用者の迷惑になる行為をしてはいけません。
  - ・分区園に、工作物を設置すること。
  - ・分区園を、き損又は撤去すること。
  - ・分区園を、営利の目的で使用すること。
  - ・分区園を、第三者に貸与すること。
  - ・その他分区園の管理上支障となる行為をすること。
- 第 6 使用者は、自己の責めに帰すべき事由によって、施設をき損したときは、その損害を賠償しなければなりません。
- 第 7 使用期間は1年以内とします。ただし、使用状況によっては使用期間の途中でも使用許可を取り消す場合があります。
- 第 8 使用者は、計画的に栽培し、期間満了とともに原状に復し返還してください。
- 第 9 使用者は、転居その他の理由で区画の使用が不能になったときは、建設課に申し出なければなりません。
- 第10 建設課は、天災、盗難及び病虫害等による損害については、補償いたしません。
- 第11 その他分区園の使用に際しては、建設課の指示に従ってください。

北区役所建設課